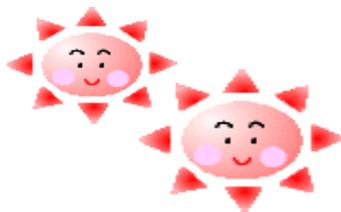
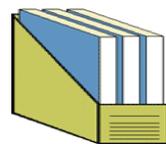


# 「共同学校事務室だより」

第7号 2023年(令和5)年2月21日発行  
桜井市立学校共同学校事務室



教職員の皆さん、もうすぐ3月ですね。ますます忙しくなってくると思いますが、ほっと、一息ついて、過ごす時間も作ってくださいね。コロナ期は、まだしばらく続くでしょう。でも、みんなで力あわせて、子どもたちのための教育活動を進めていきましょう。



是非ご一読ください!!



**知ってたらいいな(休暇)情報！詳細は事務職員に尋ねてください。**

- ・リフレッシュ休暇（特休）  
連続する3日間 当該年度に満40歳、満50歳になる職員
- ・子どもたちのための看護休暇（特休）病気、けが、予防接種、健康診断等  
1暦年において5日（養育する12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合は10日）
- ・配偶者のための分べん休暇（特休）3日以内（入院等から産後2週間以内の期間）
- ・男性の育児参加のための休暇（特休）5日以内  
産前産後8週間以内の期間で、当該の子と就学前の子も含む。
- ・短期介護休暇（特休）1暦年において5日（給与の減額はなし。）  
要介護の範囲は日常生活を営むのに支障ある配偶者、父母、子、配偶者の父母等
- ・産後パパ育休 子の誕生日及び産後8週間の期間内（57日間以内）取得できる。  
その後育休を取得することもできる。
- ・育児時間（特休）子どもが1年3月になるまで1日2回各30分保障。出勤、退勤にまとめて1時間でもよい。男女両性適用（他に育児に関わる人がいる場合は取得できない。）

令和5年度購入する教材備品を考えてみませんか？

1年間の教育活動を振り返って、「あったらよかったな。」と思う教材備品がありませんでしたか？

教材備品は、これまでは夏休み中に業者から各校に納品されてきました。「これでは、授業に使えるのが2学期からになってしまう。」「何とか早くできないかな。」と私たちはずっと考えていました。

令和4年度は、共同学校事務室と学校教育課の担当者が連携をして、業務内容の分担の変更を行い、令和5年度からは、業者からの各校への納品が1学期中になるように話し合いを進めました。

教材備品を購入するための予算は、大切な税金です。1円も無駄にできません。この教材備品を購入すれば、こんなふうに授業が出来て、子どもたちの興味関心が高まり、授業が楽しくなるなどと思うもの、いわゆる真に必要なものを要求してください。2月頃に職員に1年間を振り返って、「これあったらよかったな。」と思う教材備品を要求してもらう学校があります。カタログを新しいものに差し替える必要はありますが、4、5月の忙しい時期に要求書を集めなくてよいので、先生方の事務負担の軽減になります。もちろん、新しく来られた先生には声をおかけして、購入したい教材備品がないかをお尋ねします。

少ない予算で最大の効果を上げるための一つの工夫だと思います。皆さんも一度、教材備品のことを考えてみてくださいね。



**私たちは共同して学校事務を進めていきます。**

**子ども達の笑顔のために!!**

次回もお楽しみに。。。